

平成24年(た)第1号

請求人 守 大 助

2013年11月25日

仙台地方裁判所 第1刑事部 御中

請求人代理人

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞 外

他の刑事再審請求事件に関する証拠開示の状況について

請求人代理人は、上記請求人に対する殺人、殺人未遂被告事件について証拠開示を求めているところ、現在係属中の他の刑事再審請求事件における証拠開示状況は別紙の通りである。

本件における証拠開示請求に関しても、このような状況を考慮の上判断をされたい。

以 上

## 再審事件の証拠開示

今や再審事件の審理において証拠開示が主流、大勢である。

以下に、各再審事件の証拠開示の状況等を整理する。

- 1 東電女性殺害事件・・・開示証拠のDNA鑑定で再審が実現
- 2 布川事件・・・開示証拠から多くの新証拠が見い出され実現
- 3 福井事件・・・開示29通の供述調書から変遷の事実が判明
- 4 袴田事件・・・供述調書や捜査報告書130通の開示を勧告  
「仮に確定審で公判前整理手続実施の場合主張関連証拠として当然開示対象と考えられる」検察「勧告には応じない、条件付で任意に開示する」と裁判所が条件を示し開示実現
- 5 東住吉事件・・・申立に証拠開示の勧告を行い取調状況の開示
- 6 日野町事件・・・早期に送致目録開示済。裁判所は職権発動をせず刑訴法445条の事実取調べを行なう開示請求の自白関係の捜査報告書9点と引当りネガの提出を求めて開示が実現した
- 7 松橋事件・・・昨年3・12申立、10月一定範囲の証拠開示  
11・27第1回協議で検察「裁判所求意見あれば書面で回答」と3・1第2回協議で弁護人の求めに応じ、裁判所が求意見書を提出、4月末検察意見書を提出「職権発動すべきでなく一定の証拠を任意に提出する」として開示に応じた
- 8 狭山事件・・・三者協議の中で133点の証拠が開示された
- 9 大崎事件・・・7月、裁判所は「証拠の標目」の開示を勧告  
さらには、8月、法医学鑑定書、供述心理鑑定書の各作成者の証人尋問を実施すると決定通告